

筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等 従事者慰労金支給事業に関する Q&A

Q 1 この事業の目的は何ですか。

A 1 新型コロナウイルス感染症拡大の中において、感染リスクを負いながら拡大防止・収束に向けて使命感を持って業務にあたる、市内の医療機関等の従事者の皆様に感謝と敬意を表し、その労に報いるため、医療機関等を通じて慰労金を支給することとしました。

Q 2 慰労金の使途（活用方法）について教えてください。

A 2 「慰労金の全額を、従事者へ分配又は従事者の慰労に係る事業のために使用すること」を支給の要件としています。

Q 3 「従事者の慰労に係る事業」について教えてください。

A 3 例えば職員互助会や親睦会に支給し、休憩室にマッサージチェアを配置するなど福利厚生に必要な物品を購入することが考えられます。

また、慰労金を支給する際に新たに振込手数料等が必要となるときは、この振込手数料等に充てることもできます。

活用方法については、各医療機関等の中で納得感の高まるよう、従事者の意見を可能な限り反映してください。

Q 4 慰労金を本来の目的以外に使用できますか。

A 4 できません。全額を目的のために使ってください。申請の時点で従事者のために使用するとしていたにもかかわらず、後から目的外に使用したことが判明した場合は、支給した慰労金を全額返還していただきます。

Q 5 「従事者」とは、患者さん等と接する業務に従事する者に限られますか。

A 5 各医療機関等の実情に応じて、その他の従事者（事務員等）を加えていただいても構いません。

Q 6 「従事者へ分配」する場合、すべての従事者へ均等に分配する必要がありますか。

A 6 原則としてそのように考えていますが、感染リスクや精神的負担により分配額に差を設けられることも可能です。ただし、単に管理職である、管理責任者であることなどを理由に慰労金を多く分配することのないよう、事業の趣旨に沿った上で、従事者の方々の理解が得られるかたちで慰労金を分配又は従事者の慰労に係る事業のために使用してください。

なお、端数処理のために 1,000 円未満の差が生じる場合は、均等払いの範囲と考えますが、その額を超えて分配額に差を設けられるときは、「筑後市新型コロナウイルス感染症対応等医療機関等従事者慰労金支給申請書」及び「筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等従事者慰労金実績報告書」にその内容や理由を記載していただきます。

Q 7 対象となる医療機関等はどこですか。

A 7 「筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等慰労金支給要綱」施行日時点で筑後市に所在する医療機関等です。

Q 8 慰労金はいつ支給されますか。

A 8 振込口座の確認等のため、まずは、「筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等従事者慰労金支給申請書」及び「筑後市新型コロナウイルス感染症緊急対策関連給付金共通誓約書兼申請者情報報告書」を提出していただく必要があります。

その上で、申請内容に問題がなければ、申請書の受理後、2週間程度で指定された口座に慰労金を振り込みます。

Q 9 申請書はいつまでに提出する必要がありますか。

A 9 各医療機関等において、従事者のための取組が早期に実施できるよう、目安の提出期限を令和2年9月30日（水）としています。早期の申請にご協力をお願いします。

なお、申請が上記の期限の後になったとしても、随時受付できますが、この事業は令和2年度予算に基づいて実施するものですので、令和3年4月以降の受理はできません。

Q 10 申請の結果、慰労金の支給が受けられるようになった場合、書面でのお知らせ（例えば「支給決定通知書」）は届きますか。

A 10 「筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等従事者慰労金支給決定通知書」を発行します。

Q 1 1 慰労金の支給を受けて、各医療機関等で実施した取組について、その完了後に、市への報告（例えば「実績報告」の提出）が必要ですか。

A 1 1 慰労金の支給を受けた医療機関等は、慰労金の支給を受けた日から2月以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに、「筑後市新型コロナウイルス感染症対応医療機関等従事者慰労金実績報告書」に、確認資料（従事者へ配分した場合は、賃金明細や給与台帳、受領書の写しなど、従事者の慰労に係る事業のために使用した場合は、写真や領収書の写しなど）を添付して、市長へ報告していただく必要があります。

また、従事者への分配又は従事者の慰労に係る事業のために使用した金額の総額が市からの支給金額を下回る場合は、差額を返還してもらうこととなります。

Q 1 2 国・県・市などから他制度による支援を受けている場合でも、この慰労金の支給を受けることができますか。

A 1 2 他の支援制度の活用状況にかかわらず、支給を受けることができます。

Q 1 3 慰労金の支給は1回限りですか。

A 1 3 現時点では、2回目以降の支給の予定はありません。

Q 1 4 慰労金の税制上の取り扱いについて教えてください。

A 1 4 慰労金の税制上の扱いは、次のとおりです。

○当該慰労金の支給を受けた事業者（法人）における取り扱い
課税収入として取り扱います。

○当該慰労金を財源とした手当金などの支給を受けた従事者における取り扱い
原則として給与所得などの課税収入として取り扱います。

ただし、次の国税庁長官の法令解釈通達（次頁）に示される「見舞金」に該当すると判断できる場合には、所得税法施行令第30条の規定による非課税所得として取り扱います。「見舞金」に該当するかどうかは、事業者（法人）において対象者や支給金額をどのようにして決めたかによって異なります。

課個 2-10
課法 11-2
課審 5-5
令和 2 年 5 月 15 日

各国税局長 殿
沖縄国税事務局長 殿

国税庁長官
(官印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて(法令解釈通達)

標題のことについては、下記のとおり定めたから、これによらねたい。

なお、この通達による取扱いについては、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。

(趣旨)

新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金について、所得税法施行令第 30 条((非課税とされる保険金、損害賠償金等))の規定により非課税所得とされる見舞金に該当するものの範囲を明らかにするものである。

記

(用語の意義)

1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項((新型コロナウイルス感染症に関する特例))に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 使用人等 役員(法人税法第 2 条第 15 号((定義))に規定する役員をいう。)又は使用人をいう。
- (3) 緊急事態宣言 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項((新型インフルエンザ等緊急事態宣言等))に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。
- (4) 給与等 所得税法第 28 条第 1 項((給与所得))に規定する給与等をいう。

(非課税とされる見舞金の範囲)

- 2 新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金のうち次に掲げる要件のいずれも満たすものは、所得税法施行令第30条の規定により非課税所得に該当することに留意する。
 - (1) その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
 - (2) その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
 - (3) その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

(注) 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、非課税所得とされる見舞金に該当しない場合があることに留意する。

(心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの)

- 3 上記2(1)の「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの」とは、例えば次のような見舞金が含まれることに留意する。
 - (1) 使用人等又はこれらの親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
 - (2) 緊急事態宣言の下において事業の継続を求められる使用者の使用人等で次のイ及びロに該当する者が支払を受けるもの（当該緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限る。）
 - イ 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症に感染する可能性が高い業務に従事している者
 - ロ 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者

(注) 事業の継続が求められる使用者に該当するかどうかの判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）参照

- (3) 使用人等又はこれらの親族が新型コロナウイルス感染症に感染するなどしてその所有する資産を廃棄せざるを得なかった場合に支払を受けるもの

(社会通念上相当の見舞金)

- 4 上記2(2)の「社会通念上相当」であるかどうかについては、次に掲げる事項を勘案して判断することに留意する。
 - (1) その見舞金の支給額が、使用人等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可

能性の程度や感染の事実（5において「感染の可能性の程度等」という。）に応じた金額となっており、そのことが使用者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。

- (2) その見舞金の支給額が、上記(1)の慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

（役務の対価たる性質を有していないこと）

5 例えば次のような見舞金は、上記2(3)の「役務の対価たる性質を有していない」ものには該当しないことに留意する。

- (1) 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの
- (2) 感染の可能性の程度等にかかわらず使用人等に一律に支給するもの
- (3) 感染の可能性の程度等が同じと認められる使用人等のうち特定の者にのみ支給するもの
- (4) 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの